

南知多町耐震改修促進計画

【改訂版】

令和3年3月

南 知 多 町

目 次

第1章 はじめに	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 地震被害の想定	3
第2章 計画の基本事項	7
2-1 対象区域、計画期間、対象建築物	7
2-2 住宅、建築物の耐震化の現状	18
第3章 計画の方針	20
3-1 計画の方針	20
3-2 計画の目標	25
第4章 住宅の耐震化及び減災化の促進	26
4-1 住宅の耐震化・減災化の基本的な方針	26
4-2 住宅の耐震化の促進	27
4-3 住宅の減災化の促進	29
4-4 住宅の耐震化・減災化の促進に関する普及・啓発活動	33
第5章 建築物の耐震化の促進	35
5-1 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本的な方針	35
5-2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進	36
5-3 災害時に通行を確保すべき道路について	36
第6章 その他の取り組み	37
第7章 耐震化・減災化促進に向けた新たな取り組みの検討	38
第8章 計画達成に向けて	39

第1章 はじめに

1-1 計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この時倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年以前に建設された現行の新耐震基準以前の住宅・建築物でした。以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取り組みが進められてきました。また、平成23年3月11日の東日本大震災の原因となった東北地方太平洋沖地震は、それ以前に予測していなかった、複数の地震が連続して起こる、連動型地震でした。

この地域は、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた5連動地震の逼迫性が指摘されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域です。東日本大震災の経験から、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援には相当な時間を要するため、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたる可能性があります。建物倒壊により長期間、ご自宅や職場を失うということは、生活基盤そのものが揺らぐことになります。そこで、被災後の安全・安心な生活を守るため、「公助」だけではなく被災前の「自助」として耐震化を促進する必要があります。

また、東日本大震災で大きな被害をもたらした津波から身を守るためには、津波が到達する前に安全な場所に避難すること、すなわち住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要であることがわかっています。

本町では、平成19年度に「南知多町耐震改修促進計画」を策定し、その後の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、「愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2020」の改定に伴い平成27年度に本計画を改訂し、住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んできました。今回の改定は、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀の倒壊被害や、平成30年1月に施行された建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等により、通行障害建築物となる建築物として、一定の長さ及び高さを超える組積造の塀が追加されました。

以上を踏まえ愛知県が新たに策定した「愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン2030—」との整合を図り、新たな計画の見直しを行います。

1-2 計画の目的

本計画は、大規模災害に備え、町民の生命財産を守るために、住宅・建築物の耐震化・減災化を計画的に促進することを目的とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」とする。）に基づき、「愛知県建築物耐震改修促進計画（あいち建築減災プラン 2030）（以下「県計画」とする。）」を踏まえ、本町の最上位計画である「第7次南知多町総合計画」に即し、「南知多町国土強靱化地域計画」、「南知多町地域防災計画」等の計画を踏まえて策定するものです。

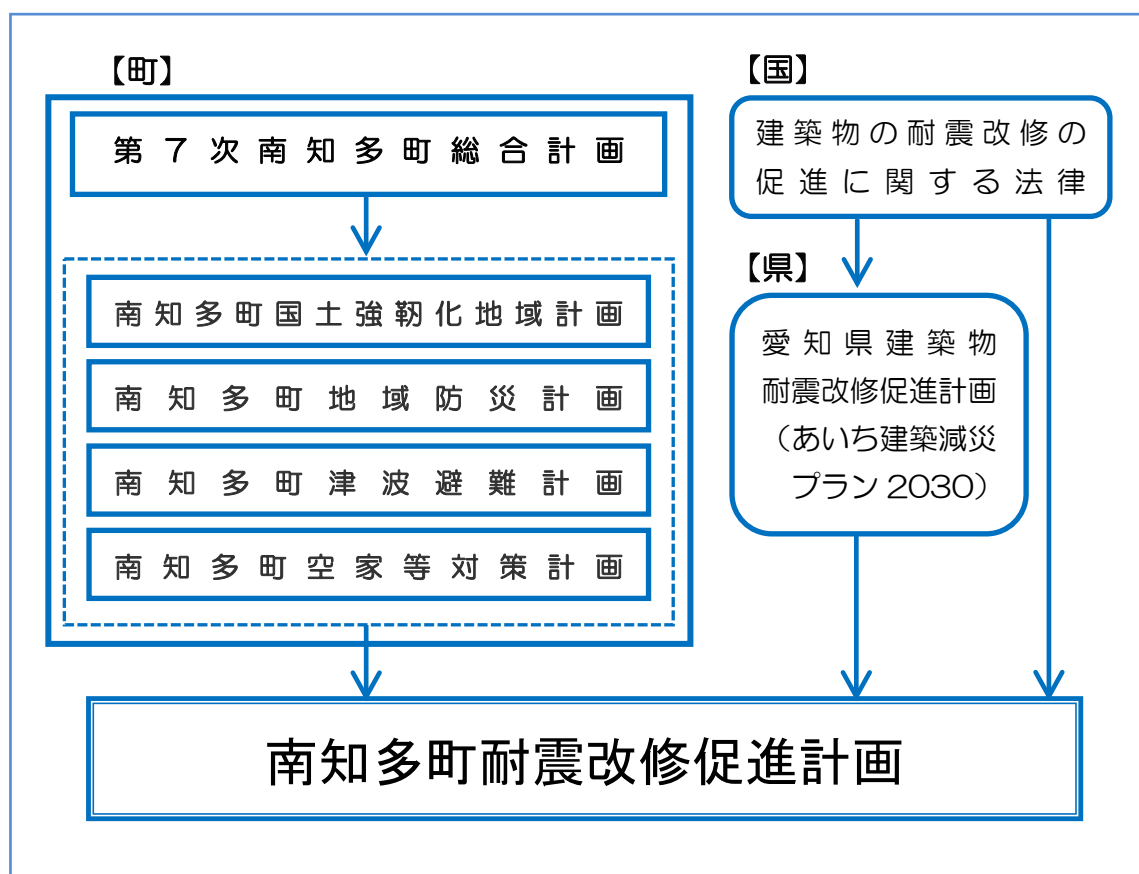
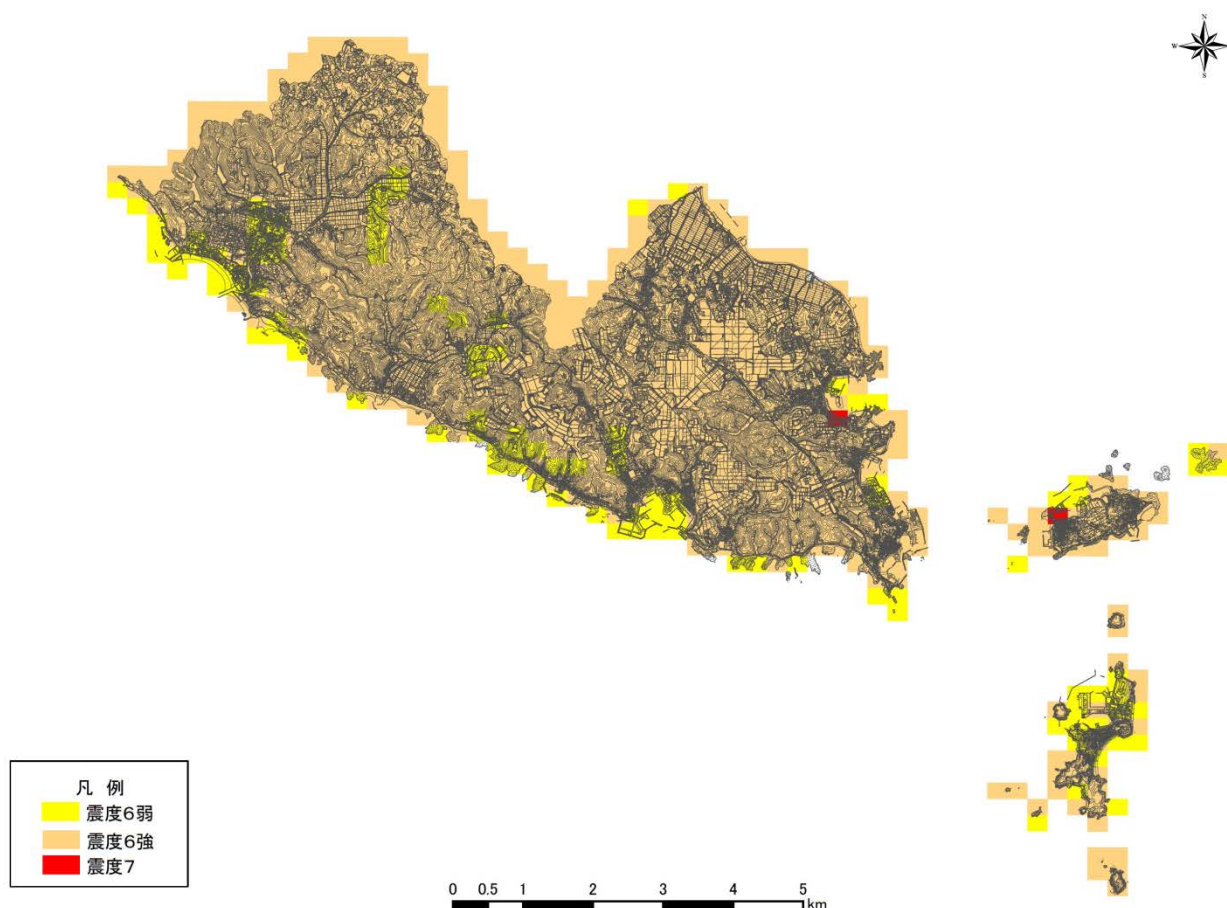


図 1-1 計画の位置づけ

1-4 地震被害の想定

1. 想定される地震の規模

「平成23年度～平成25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成26年5月）における、過去地震最大モデルで想定される本町の震度は最大7であり、ほとんどの部分が6強と想定されています。

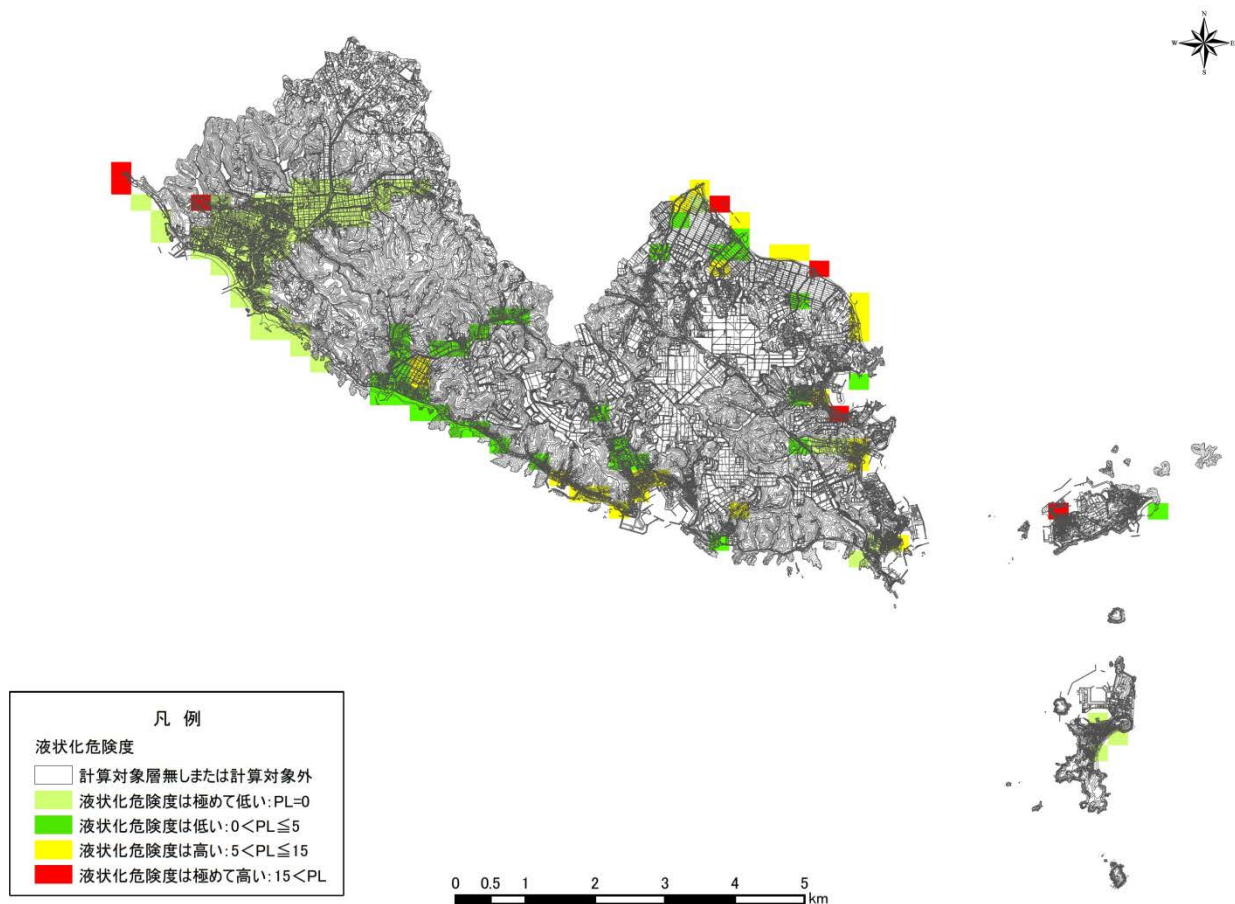


※出典：平成23年度～平成25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
(愛知県防災会議地震部会 平成26年5月)

図1-2 震度分布 「過去地震最大モデル」による想定

2. 想定される液状化の危険度

「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）における、過去地震最大モデルで想定される地震発生時の本町における液状化の危険度は、埋立地及び河川沿いの低地等で危険度が高くなっています。



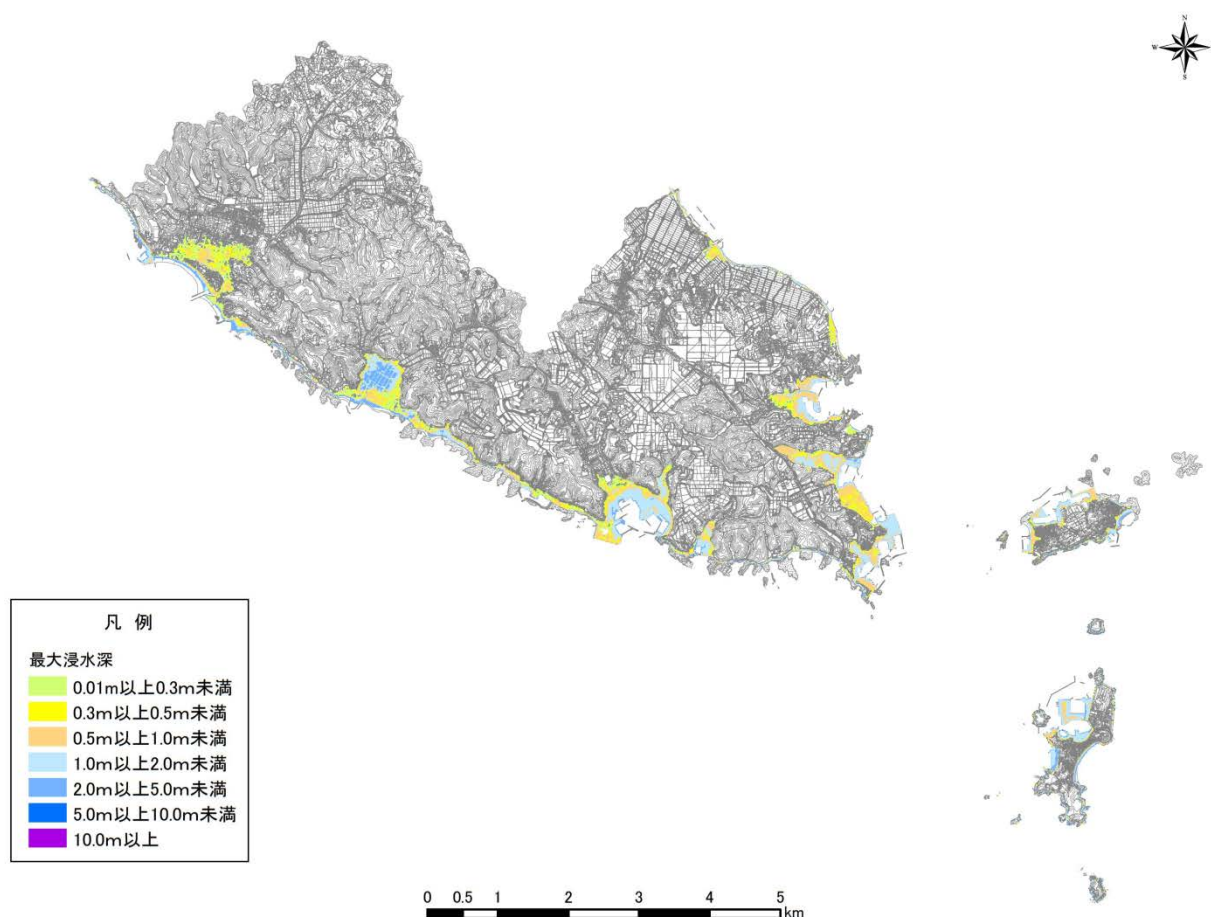
※危険度判定には地盤改良等の液状化対策結果は見込んでいない。

※出典：平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
(愛知県防災会議地震部会 平成 26 年 5 月)

図 1-3 液状化危険度分布 「過去地震最大モデル」による想定

3. 想定される浸水深

「平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」
（平成 26 年 5 月）における、過去地震最大モデルで想定される本町の津波の高さの最大値は
4.9mと想定されています。



※出典：平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果
（愛知県防災会議地震部会 平成 26 年 5 月）

図 1-4 浸水想定区域 「過去地震最大モデル」による想定

4. 想定される建築物等の被害

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」（平成 26 年 5 月）において、「過去地震最大モデル」の地震が発生した時の建築物・人的被害が予測されています。

本町において、建築物の揺れにより約 1,700 棟、浸水・津波により約 200 棟、急傾斜地崩壊等により約 60 棟、火災により約 300 棟の全壊・焼失が予測されており、合計で約 2,200 棟と予測されています。

また死者は、建物倒壊等約 100 人、浸水・津波約 400 人、急傾斜地崩壊等約 10 人予測され、その合計は約 600 人と予測されています。

表 1-1 地震発生時「過去地震最大モデル」による建築物・人的被害想定

単位：棟・人

全壊・焼失棟数（想定条件：冬夕、風速5m/s）					
揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計
約 1,700	被害わずか	約 200	約 60	約 300	約 2,200

※端数処理等の関係から合計が一致しない。

死者数（想定条件：風速5m/s、早期避難率の低い場合）					
建物倒壊等	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀等の転倒等 ※	合計
約 100	約 400	約 10	被害わずか	被害わずか	約 600

※ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物

※端数処理等の関係から合計が一致しない。

※出典：平成 23 年度～平成 25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果

（愛知県防災会議地震部会 平成 26 年 5 月）

第2章 計画の基本事項

2-1 対象区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、南知多町全域とします。

2. 計画期間

計画期間は令和3年度から令和12年度の10年間とします。

3. 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化を促進していきます。

特定既存耐震不適格建築物

- ・耐震改修促進法第14条に示される建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物。

(1) 住 宅

戸建住宅及び共同住宅（長屋含む）

(2) 耐震診断義務付け建築物

a. 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

要緊急安全確認大規模建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要があるものです。

表 2-1 要緊急安全確認大規模建築物

用 途	対象建築物の規模
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を含む店舗	
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

b. 要安全確認計画記載建築物（法第7条）

既存耐震不適格建築物のうち、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な病院等の建築物や、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物で、耐震診断を行い、耐震改修の促進を図る必要があるものとして、耐震改修促進計画に記載されたものです。耐震診断義務付け建築物（要安全確認計画記載建築物）は、以下のように分類されます。

ア. 防災上重要な建築物

耐震診断を義務付ける防災上重要な建築物について、法第5条第3項第1号の規定に基づき、次の建築物（要緊急安全確認大規模建築物を除く）を指定します。

県計画に記載された災害時に公益上必要な建築物
（法第7条第1号）

イ. 通行障害既存耐震不適格建築物

①通行障害既存耐震不適格建築物は、法第5条第3項第2号の規定に基づく道路に接しているものとします。

都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物
（法第7条第2号）

②通行障害既存耐震不適格建築物は、法第6条第3項第1号の規定に基づく道路に接しているものとします。

市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物
（法第7条第3号）

（３）特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第 14 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）

- ① 多数の者が利用する建築物(法第 14 条第 1 号) P11 参照
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第 14 条第 2 号) P12 参照
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第 14 条第 3 号） P13 参照

【① 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下とされています。

表 2-2 多数の者が利用する建築物

法	政令 第6条 第2項	用 途	規 模
第14条 第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ 床面積500㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設	
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
		工場	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上

※賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

【② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号）】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下とされています。

表 2-3 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物

法	政令 第 7 条 第 2 項	危険物の種類	数 量
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火薬	10 トン以上
		爆薬	5 トン以上
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個以上
		銃用雷管	500 万個以上
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個以上
		導爆線又は導火線	500 キロメートル以上
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン以上
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量上
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	30 トン以上
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル以上
	第 5 号	マッチ	300 マッチトン※以上
	第 6 号	可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)	2 万立方メートル以上
	第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル以上
	第 8 号	液化ガス	2,000 トン以上
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 トン以上
	第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 トン以上

※マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200 個、約 120kg

【③ 通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第3号）】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

■ 通行障害建築物

通行障害建築物とは地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物です。（法第5条第3項第2号）

＜通行障害建築物の要件＞

通行障害建築物は、道路沿道建築物のいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、下表の①、②に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ下表の①、②に定める距離を加えたものを超える建築物とします。（政令第4条第1号）

	前面道路の幅員	道路閉塞の恐れがある建築物の部分と前面道路境界線までの距離に加える距離
①	12mを超える場合	前面道路の幅員の1/2に相当する距離
②	12m以下の場合	6m

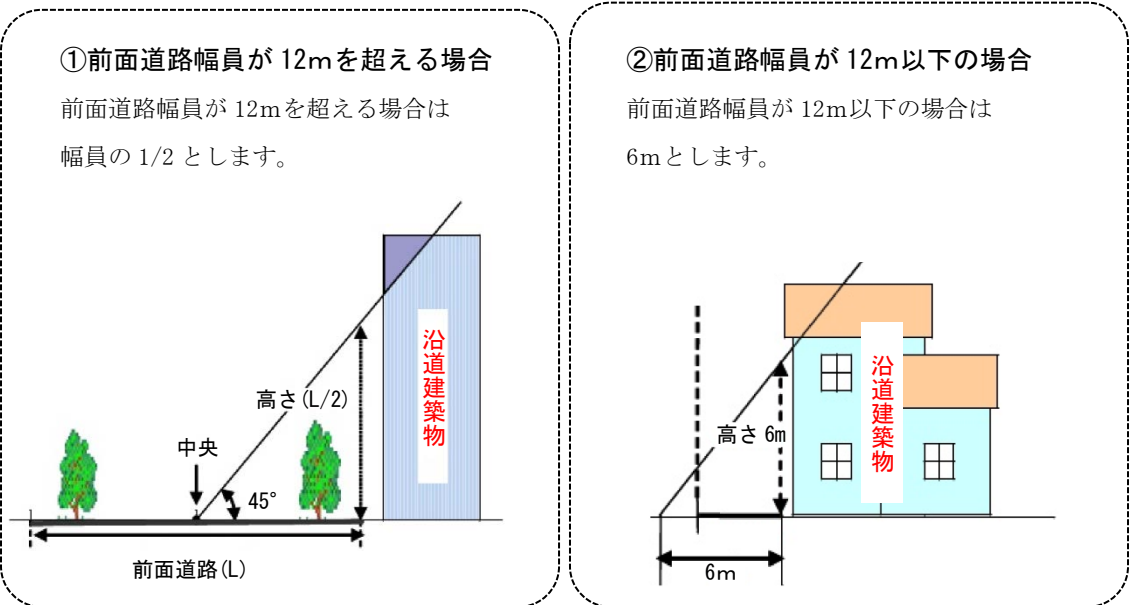
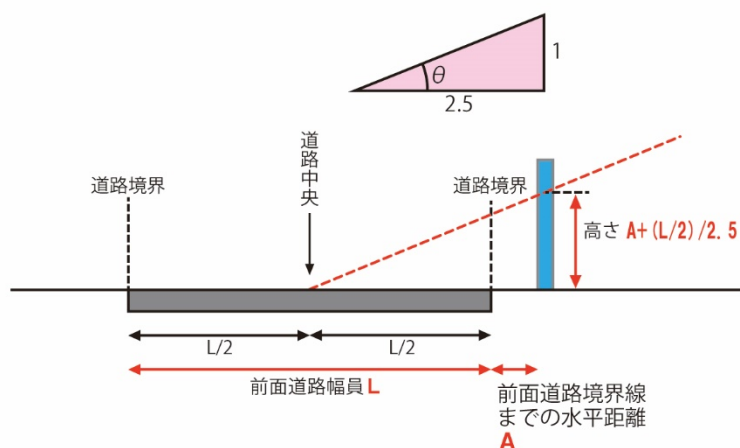


図 2-1 通行障害建築物の要件

＜通行障害建築物となる組積造の塀の要件＞

平成 30 年の法改正に伴う、耐震診断を義務付ける組積造の塀の敷地に接する道路については、耐震診断義務付け道路と同一のものとします。

【通行障害建築物となる組積造の塀（ブロック塀等）】 （政令第4条第2項）



「 $((L/2) + A) / 2.5$ 」
の高さを超える塀
(道路中心からの距離
の $1/2.5$ の高さ)

「地震発生時に通行を確保すべき道路」に面する組積造の塀のうち、長さ 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀。

図 2-2 建築物に附属する組積造の要件

■ 対象道路

耐震改修促進法による、耐震改修促進計画で定める道路は以下の道路です。

○ 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路

愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路の内、第1次緊急輸送道路を基本に、県計画で指定したものです。

本町における、県が耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定めた道路は、主要地方道半田南知多公園線です。

○ 耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路

愛知県地域防災計画で定められた第1次・第2次緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定めた道路以外の道路です。

本町においては、国道247号と県道豊丘豊浜線です。

○ 耐震改修促進法第6条第3項の規定に基づき定める道路

本町の「南知多町地域防災計画」において、第1次・第2次緊急輸送道路と連絡し、町内の緊急輸送（救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要人員・物資等の輸送）を担う道路として町指定緊急輸送道路が指定されています。これは、県の指定する災害対策用緊急輸送道路に準じて指定するとともに、各拠点の施設等との有機的な連携を十分に考慮し、災害活動の円滑化を図ることを目的としているため、道路機能の確保が求められます。

また、本町の「南知多町津波避難計画」において示された主な避難路・避難経路についても、道路機能を確保し、津波一次避難場所への避難の確実性を高めるため、沿道建築物の耐震化が求められます。

本計画では、上記の町指定緊急輸送道路及び主な避難路・避難経路に対し耐震改修促進法第6条第3項の指定について今後検討していきます。

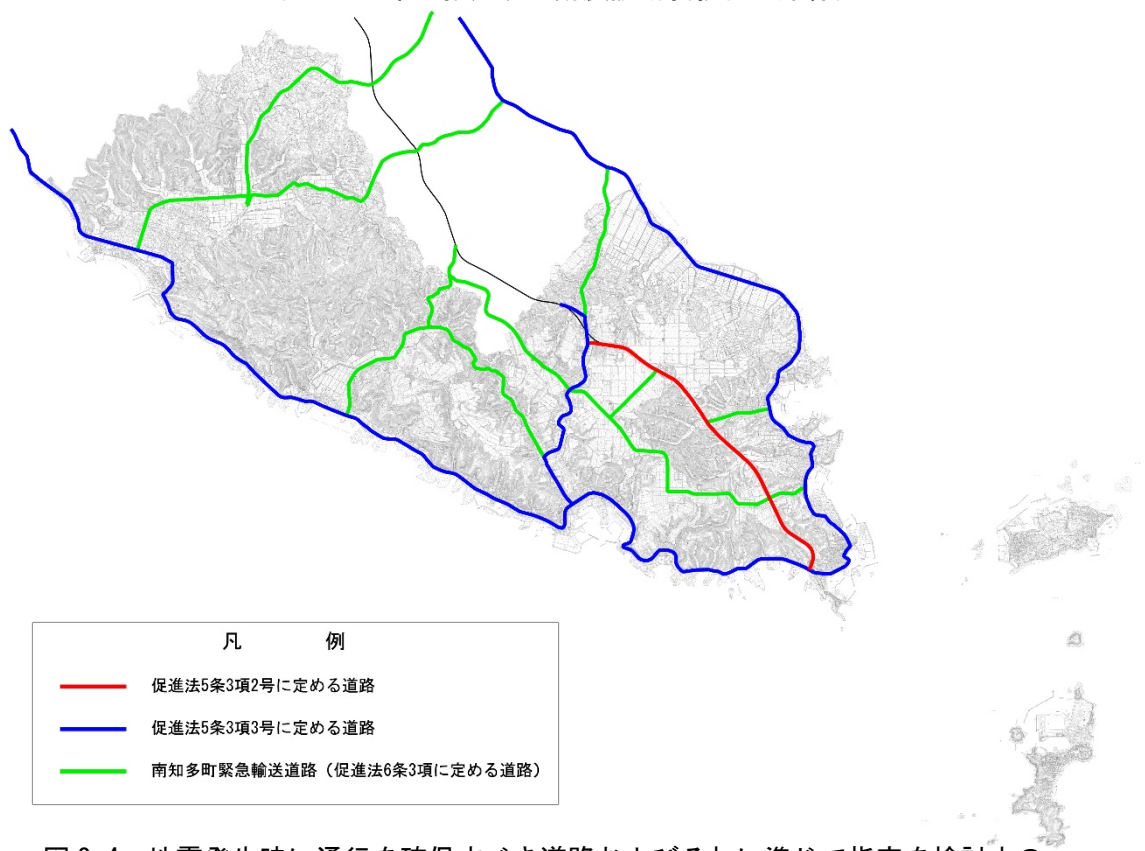


表 2-4 耐震改修促進法における規制対象一覧（法第 16 条を除く）

※義務付け対象は旧耐震建築物

用 途		特定既存耐震不適格建築物	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物 [※] の要件			
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	多数の利用者がある建築物	階数2以上かつ床面積1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む）	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上（屋内運動場の面積を含む）			
	階数3以上かつ床面積1,000㎡以上						
	上記以外の学校						
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ床面積1,000㎡以上	階数 1 以上かつ床面積2,000㎡以上	階数 1 以上かつ床面積5,000㎡以上			
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ床面積1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	要 緊 急 安 全 確 認 大 規 模 建 築 物			
病院、診療所					階数3以上かつ床面積5,000㎡以上		
劇場、観覧場、映画館、演芸場							
集会場、公会堂							
展示場							
卸売市場							
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗							
ホテル、旅館							
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿							
事務所							
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ床面積1,000㎡以上	階数2以上かつ床面積2,000㎡以上	階数2以上かつ床面積5,000㎡以上			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数2以上かつ床面積500㎡以上	階数2以上かつ床面積750㎡以上	階数2以上かつ床面積1,500㎡以上			
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所							
博物館、美術館、図書館							
遊技場							
公衆浴場							
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗							
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）							
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの							
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					階数3以上かつ床面積1,000㎡以上	階数3以上かつ床面積2,000㎡以上	階数3以上かつ床面積5,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物							
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	床面積500㎡以上	階数 1 以上かつ床面積5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）			
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）			
防災上重要な建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物			

2-2 住宅、建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力は、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されていましたが、特に耐震性に関しては、昭和 56 年 6 月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震住宅」という）は、阪神・淡路大震災等その後大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下、「旧耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「旧耐震住宅」という）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされています。よって、本計画では、新耐震建築物と旧耐震建築物で耐震診断の結果耐震性有りと判定された建築物、耐震改修を行った建築物、及びそれ以外の建築物の一定割合において耐震性が確保されているとし、それ以外の建築物を耐震性が確保されていないとします。

1. 住宅

平成 30 年度時点の本町における住宅耐震化の状況を、住宅・土地統計調査を基に推計を行うと、居住世帯のある住宅総数 6,390 戸のうち、4,554 戸は耐震性があると推計され、耐震化率は 71% です。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が 1,836 戸存在することから、これらの住宅の耐震化の促進に努めていきます。

表 2-5 耐震性のある住宅の割合

単位：戸

分類		全数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅		耐震性の ある住宅 ①+②	耐震化率
				耐震性 あり②	耐震性 なし		
木造	戸建	4,550	2,180	851	1,519	3,031	66.6%
	戸建以外	170	169	0	1	169	99.4%
非木造	戸建	1,240	820	119	301	939	75.7%
	戸建以外	430	380	35	15	415	96.5%
計		6,390	3,549	1,005	1,836	4,554	71.3%

※総務省「住宅・土地統計調査（平成 20・25・30 年）」を基に推計。

2. 建築物

(1) 多数の者が利用する建築物

本町の耐震改修促進法の第14条1号で規定される、多数の者が利用する建築物として耐震性が要求される建築物の耐震化率は85%です。公共建築物の耐震化率は100%となっており、民間建築物の耐震化率は77%となっています。

表 2-6 耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状 単位：棟

分類	公共建築物		民間建築物	合計
		うち町有建築物		
新耐震建築物 a	2	2	51	53
旧耐震建築物 b=c+	30	27	15	45
耐震性あり c	30	27	0	30
耐震性なし d	0	0	15	15
耐震性のある建築物 e=a+c	32	29	51	83
合計 f=a+d	32	29	66	98
耐震化率 e/f	100%	100%	77%	85%

※耐震性あり＝新耐震建築物および耐震化が確認されている建築物

※民間建築物は R2 固定資産台帳を基に抽出

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

本町内に危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第14条第2号)は有りません。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物(耐震改修促進法第6条第3項に規定する建築物)の状況は以下のとおりです。

表 2-7 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況 単位：棟

分類	対象建築物			耐震化率
		新耐震 建築物	旧耐震 建築物	
第一次緊急輸送道路	0	0	0	-
第二次緊急輸送道路	392	148	244	37%
町指定緊急輸送道路※	-	0	8	-

※町指定緊急輸送道路は、耐震改修促進法第6条第3項の指定検討路線のため、対象建築物無し。

第3章 計画の方針

3-1 計画の方針

1. 計画の基本的な考え方

住宅・建築物の耐震化・減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し取り組むことが大切です。このため、耐震診断・耐震改修・減災化対策は、原則として住宅・建築物の所有者が自らの責任で行うものとします。

本町では、本計画で示している耐震化目標を実現するために、こうした所有者の取り組み方をできる限り支援します。

また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実現に向けて指導・指示・支援を行います。

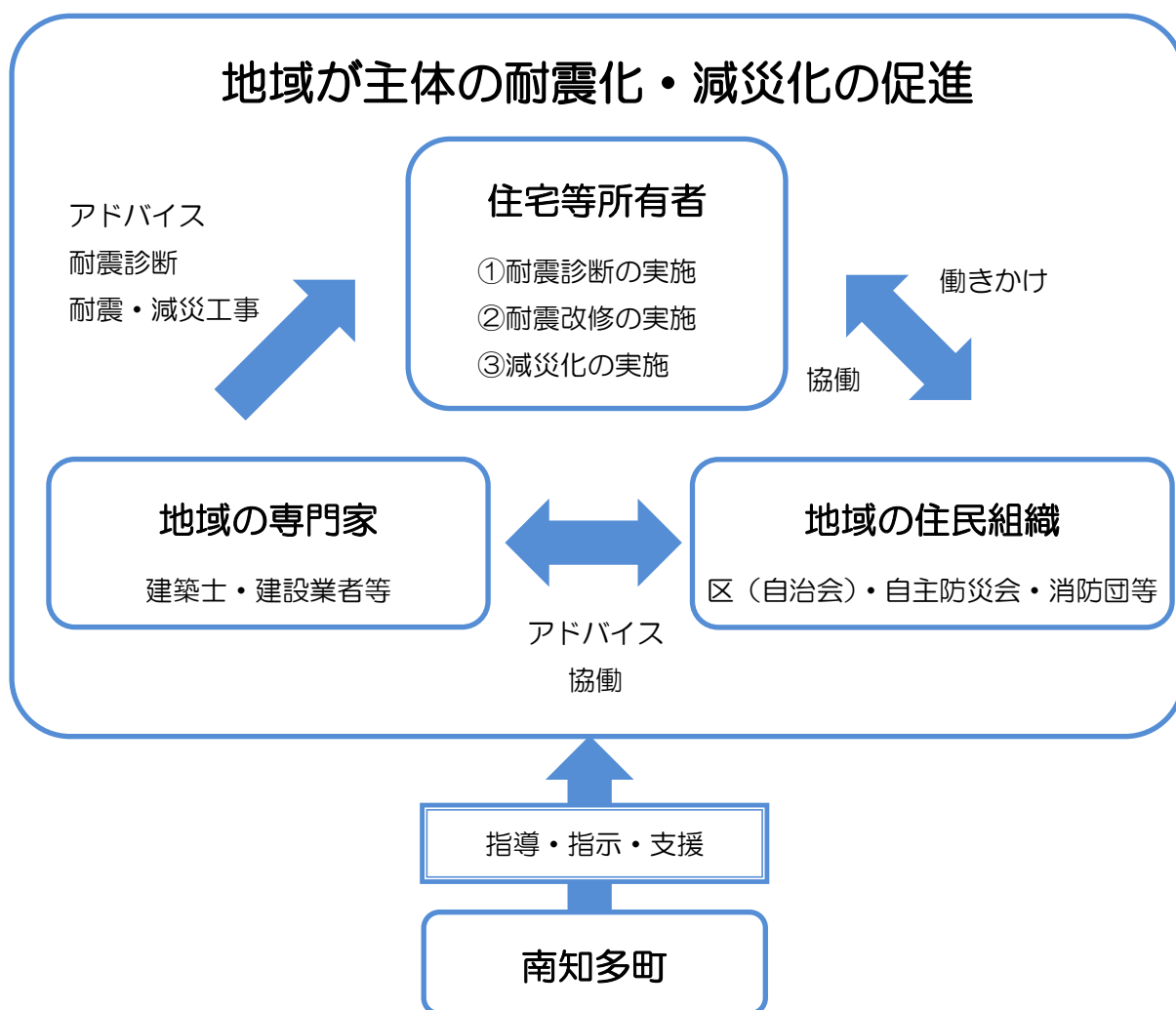


図 3-1 町と所有者等の役割分担

2. 重点的に耐震化を進める区域

本町の市街地、農漁村地域、及び離島には木造住宅が密集する地域があります。これらの地域においては、旧耐震の木造住宅が多いばかりでなく、密集しているため、住宅の倒壊等による大きな被害が懸念されます。また、住宅の倒壊は、津波発生時等の避難の障害となる可能性があります。

そのため、重点的に耐震化を進める区域は、次のとおりとします。

- ・緊急輸送道路、避難経路又は避難地等の沿道
- ・木造住宅が密集している区域

「木造住宅が密集している区域」は、「愛知県都市計画基礎調査」で抽出された「木造密集市街地」の区域とし、重点的に耐震化を進める区域とします。

また、重点的に耐震化を進める区域において、耐震診断を促す戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）を積極的に展開し、耐震化の促進を図ります。

木造密集市街地の抽出条件

- ① 不燃領域 70%未満かつ木造建蔽率 30%以上の区域
- ② 木造建蔽率 25%以上かつ老朽木造棟数率 50%以上

不燃化領域率（F t）＝空地率＋（1－空地率/100）×不燃化率（％）

空地率＝（S＋R）/T×100（％）

S：空地面積（水面、鉄道施設、公園、運動場、学校、一団の施設）

R：道路面積（道路用地）

T：地区面積

不燃化率＝（B/A）×100（％）

B：耐火建築物建築面積＋0.8×準耐火建築物建築面積

A：全建築物建設面積

木造建蔽率＝（木造建築物の建築面積）/（地区面積）×100（％）

木造建築面積（木造1階床面積）

地区面積（面積－道路用地－水面－公共空地）

老朽木造建物棟数率（％）＝昭和56年以前の木造建物棟数（①＋②）/全建物棟数

（平成16年度 愛知県都市計画基礎調査資料より）

■内 海



図 3-2 内海地区の木造密集市街地

■豊 浜

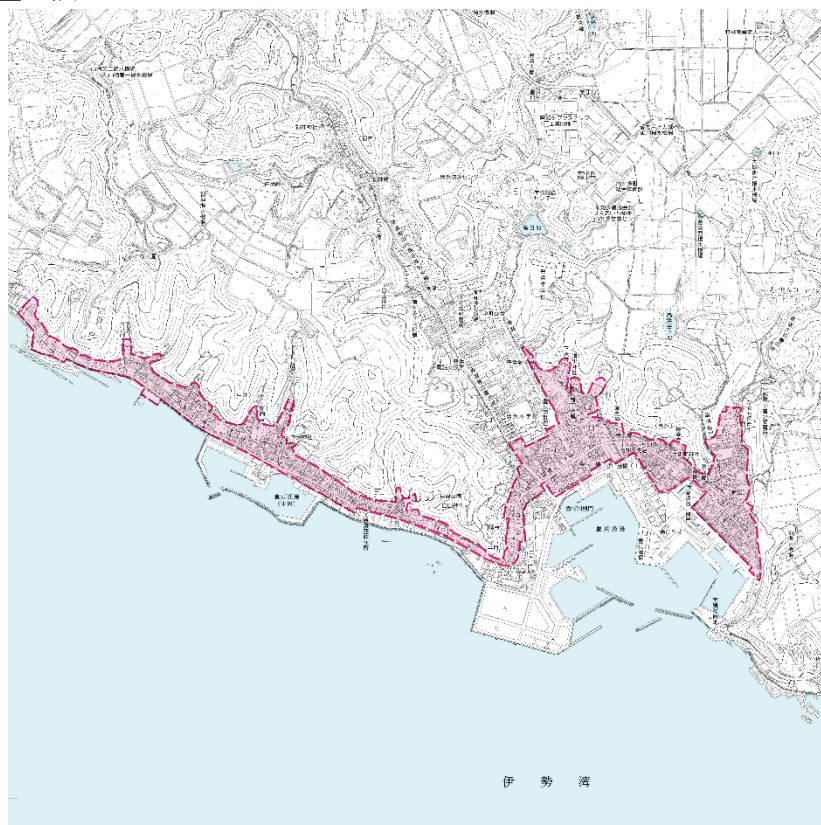


図 3-3 豊浜地区の木造密集市街地

■大 井

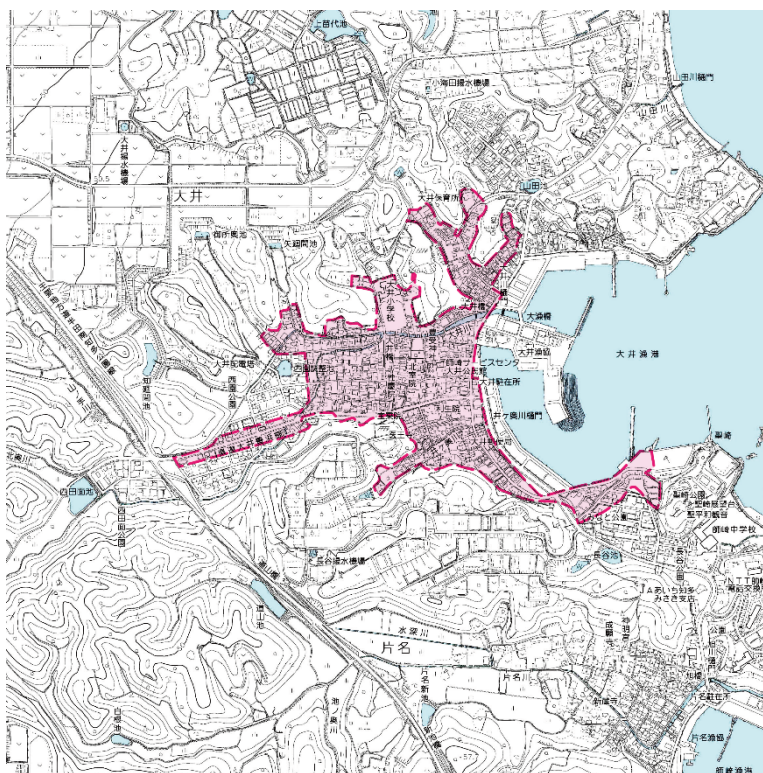


図 3-4 大井地区の木造密集市街地

■師 崎

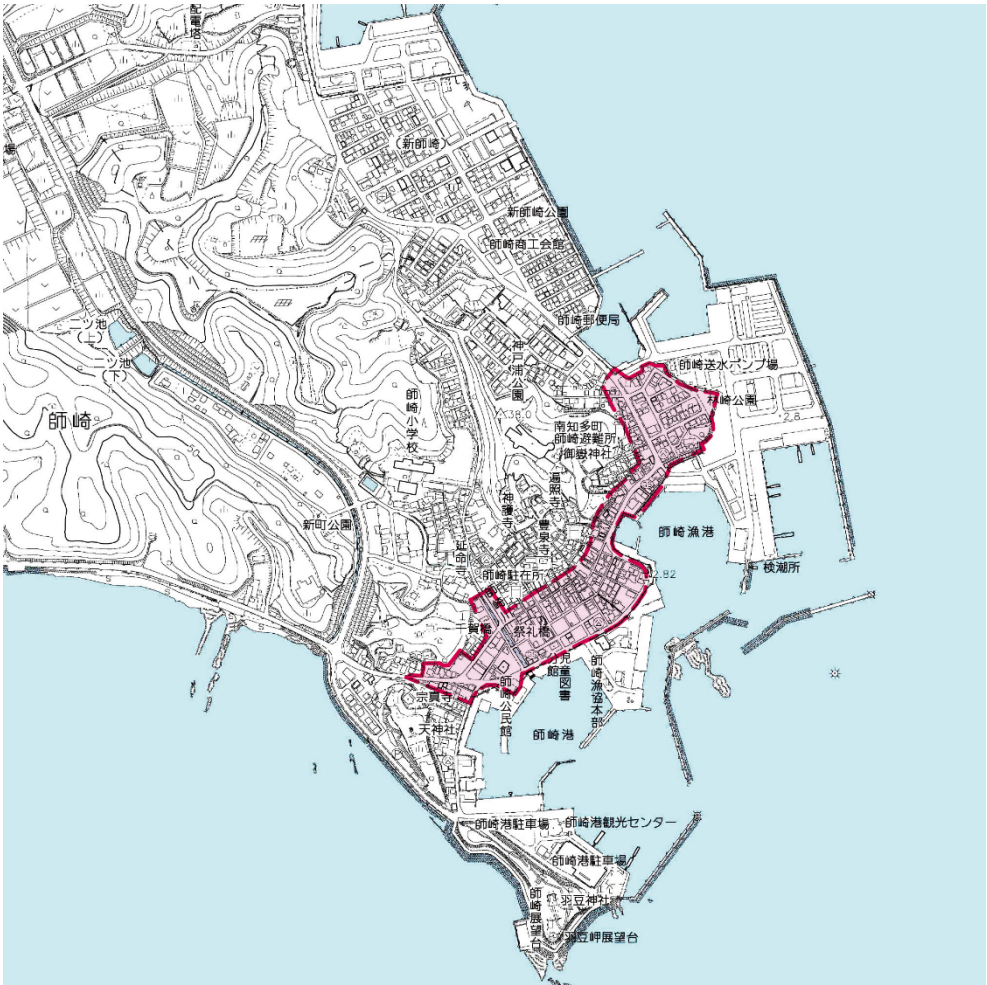


図 3-5 師崎地区の木造密集市街地

3-2 計画の目標

1. 住宅の耐震化

住宅については、令和7年度までに耐震化率74%、令和12年度までに耐震化率77%を目標とします。

なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含みます。

2025（令和7）年度までに住宅の耐震化率 74%
2030（令和12）年度までに住宅の耐震化率 77%

2. 住宅・建築物の減災化

大規模な地震時にも、住宅が倒壊せず、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取組の強化・促進を図ります。また、建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、町民の生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるよう、建築物の減災化対策に取り組みます。

住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

3. 建築物の耐震化

①多数の者が利用する特定建築物については、令和2年度で15棟（民間建築物）あります。これらの耐震性がない建築物については、耐震化を促進していきます。

②地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、県が定めた地域防災計画の第2次緊急輸送路沿道に392棟あり、耐震性がない建築物は244棟あります。これらは、地震が発生した際に避難や救助や物資の供給等を円滑に行うための重要な道路沿道の建築物となるため、これらの耐震性がない建築物については、耐震化を促進していきます。

第4章 住宅の耐震化及び減災化の促進

4-1 住宅の耐震化・減災化の基本的な方針

住宅の耐震化は居住者が、地震発生時に自らの命を守るための対策であることを自覚し、取り組むことが大切です。持ち家（戸建て、共同住宅とも）の場合は所有者でもある居住者自らが、賃貸住宅の場合は所有者が、地震災害から生命、財産を守る取り組みを行うことが必要です。本町は、所有者の取り組みを支援します。

まずは耐震性の有無を知ることが重要であることから、耐震診断の促進を図ります。その結果十分に耐震性のない住宅に関しては、耐震改修の必要性を説明するとともに、耐震改修工事に対する支援を行います。改修の出来ない住宅に関しては、命を守るための減災化に対する支援を行います。

また、耐震性のない空き家住宅に関しては、倒壊による避難路・避難経路の閉塞のおそれがあることから、空き家対策との連携により、対策を図ります。

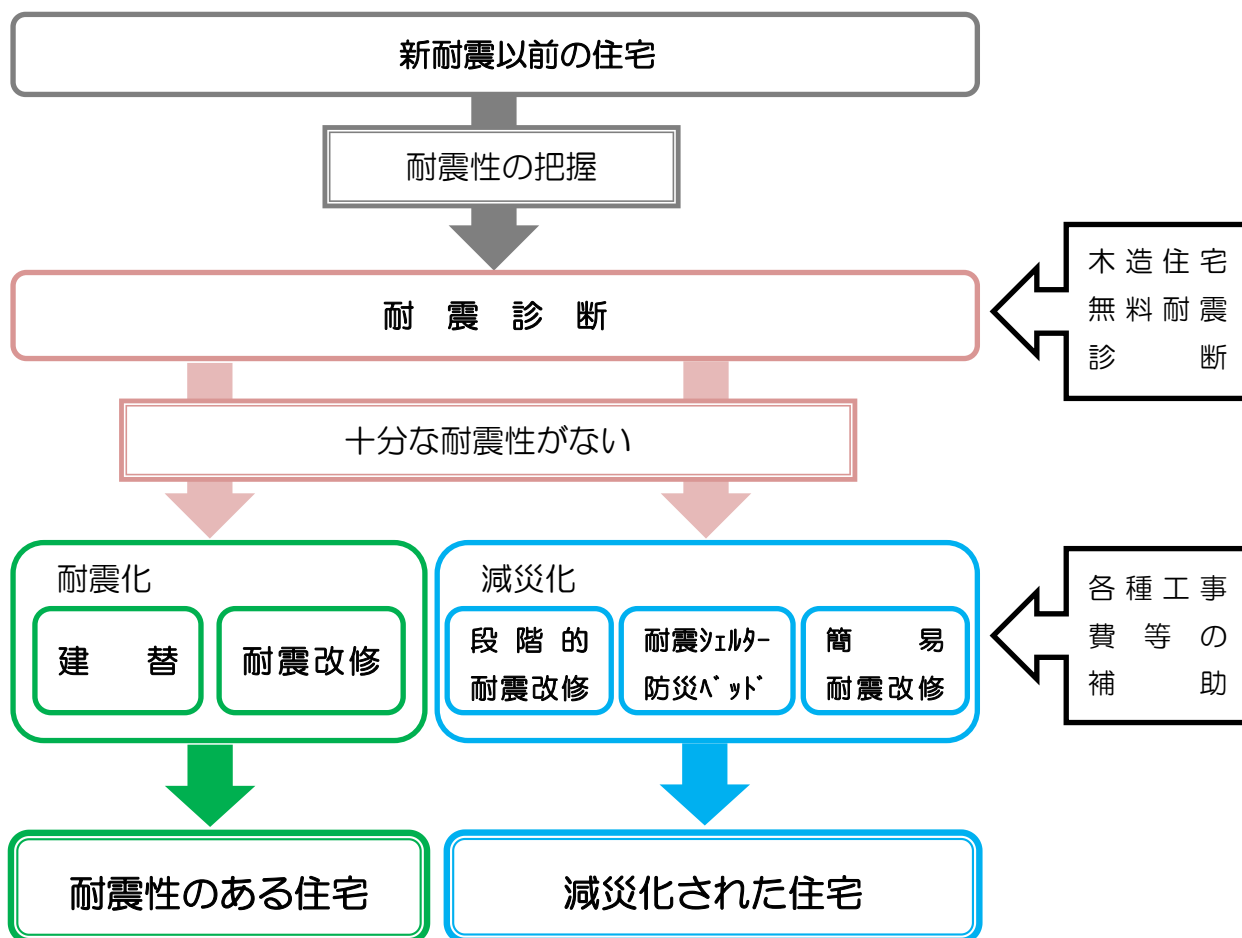


図 4-1 住宅の耐震化・減災化の流れ

4-2 住宅の耐震化の促進

住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など以下に示す支援施策の活性化を進め、耐震化の促進を図っていきます。

1. 耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度

本町では、県と連携して木造住宅の無料耐震診断を行っています。また、本町が行っている木造住宅の耐震診断を受けた方や愛知県建築住宅センターで木造住宅の耐震診断を受けた方で、診断結果が耐震規定の値以下で耐震性に不安のある住宅の耐震改修に対し、補助が受けられる制度を実施しています。今後も国、県と連携してこれらの支援を継続するとともに、新たな補助事業の創設を検討するなど住宅の耐震化の促進に努めます。

表 4-1 【参考】南知多町における耐震診断及び耐震改修費補助（令和2年度時点）

名称	概要	対象及び補助限度額
木造住宅無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・在来軸組構法の2階建て以下の住宅 ・現に人の住んでいる住宅または居住予定のある住宅 ・建物の所有者が申し込みをされた住宅 ・限度額：上限4.72万円
木造住宅耐震改修費補助	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	・地震時に倒壊する恐れがないレベル（判定値1.0以上）となる改修工事。 ・限度額：上限100万円

出典：南知多町ホームページ

2. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標に向けて、耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、平成18年度税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（耐震改修費補助を実施している市町村に限ります。）、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになりました。本町では県と連携を図りながら、町民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み耐震化促進を図ります。

3. 建替の促進

現状、耐震化された住宅の多くを占めるのは新築によるものです。さらには、住宅の状態によっては、耐震改修に掛かる費用が建替に掛かる費用とほとんど変わらないことから、耐震改修に躊躇する声もあります。

そこで、耐震化をより促進させるために、新たに新耐震基準を満たす住宅への建替の促進を図ります。

4. 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、なかなか確保できない場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因のひとつになっています。

本町では、県と連携し、耐震改修促進法第5条第3項第4号に基づく、県内の特定優良賃貸住宅等を仮住居としての活用を図るよう、町民に情報提供などを行っていきます。

5. 南知多町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの推進

南知多町耐震改修促進計画に基づき、耐震化率向上を促進させ、大規模災害の際に想定される人的・経済的被害を軽減するため、南知多町住宅耐震緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定しました。

アクションプログラムでは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とします。

本町では、アクションプログラムに基づき、「重点的に耐震化を進める区域」等を中心に、戸別訪問（耐震診断ローラー作戦）等を実施し、一層の耐震化の促進を図ります。

4-3 住宅の減災化の促進

1. 住宅の減災化の促進について

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値を1.0以上に耐震改修が困難なことが挙げられます。これまでの本町の補助実績を見ても耐震診断数580件に対し、耐震改修が49件と、改修の件数が多くないのが現状です。判定値の高いもの(0.5以上から0.7未満)が耐震改修される傾向となっており、判定値が0.5未満のものは、改修工事実施率が低くなっています。これは、耐震診断の判定値が低いものほど、耐震改修にかかる工事費が高額になる傾向があることが影響しているものと考えられます。

また、本町は、総人口に占める高齢者人口の割合が高く、今後さらなる高齢化の進行が予測されますが、一般的に高齢者世帯の住宅を対象とした耐震改修等の取組みは、居住者自身が「高齢者」であることでのあきらめや費用面の負担が起因して進みにくいことが指摘されます。

そのため、耐震化が進まない住宅に関しては、家具の倒壊による死傷や住宅倒壊から人命を守るための減災化に対する各種支援を行います。

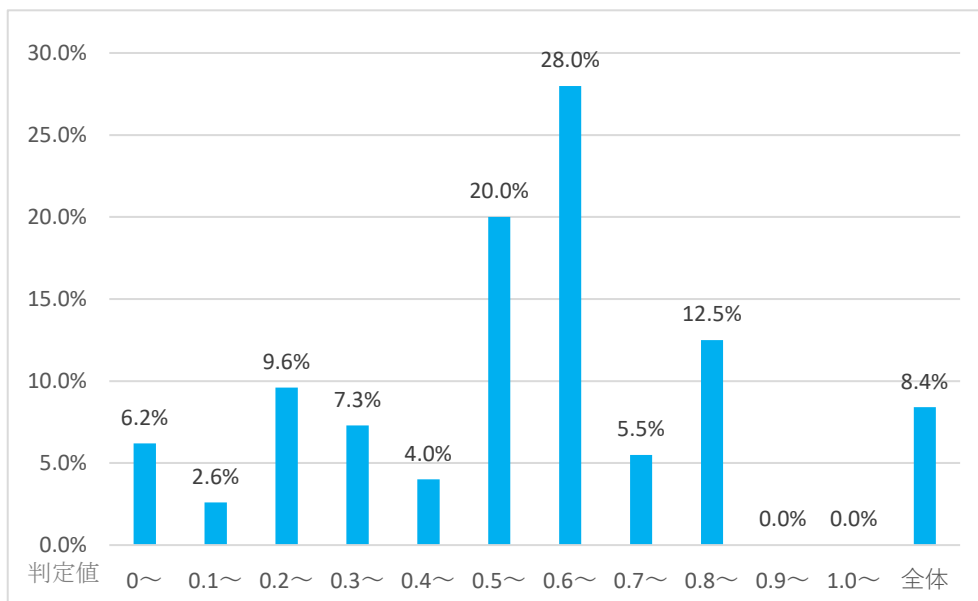


図4-2 耐震診断の判定値に対する町の補助による改修工事実施率

2. 段階的耐震改修の促進

既往の研究より、判定値 0.7 以上に耐震改修することで、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることがわかってきました。そこで、これまでの判定値を 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を 1 段階目に判定値 0.7 以上とし、2 段階目に判定値 1.0 以上にするような段階的耐震改修に関する補助制度を実施します。

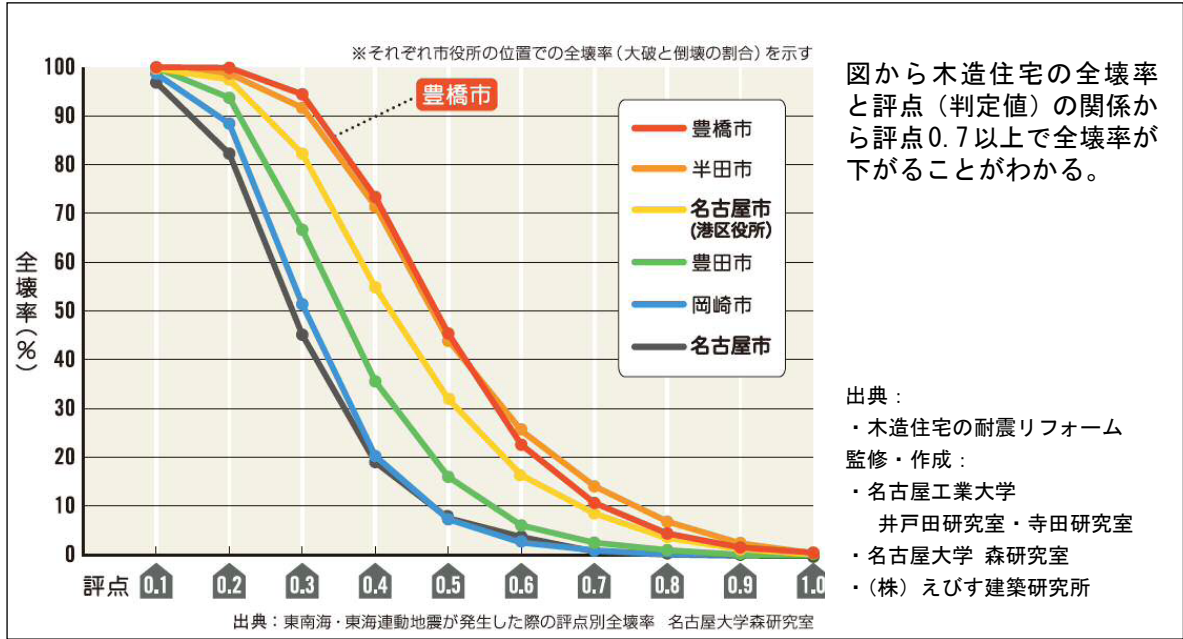


図 4-3 東南海・東海連動地震が発生した際の評価点別全壊率

表 4-2 【参考】南知多町における段階的耐震改修費補助事業（令和 2 年度時点）

名称	概要	対象及び補助限度額
木造住宅段階的耐震改修費補助	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の段階的耐震改修費用の一部を補助する。	・地震時に全壊しないレベル（判定値が 0.7 以上 1.0 未満）になる改修したのち、地震時に倒壊する恐れがないレベル（判定値が 1.0 以上）となる改修を行う、段階的な工事。 ・限度額：上限 60 万円（1 回目） ・限度額：上限 30 万円（2 回目）

出典：南知多町ホームページ

3. 耐震シェルター等の設置の促進

耐震性能が不十分な住宅で、耐震改修工事、建替等の地震対策を行うことが困難な住宅に居住する住民の生命を守るため、地震により住宅が倒壊しても、生存できる空間を確保することができる減災対策に取り組みます。

そのため、本町、または（財）愛知県建築住宅センターが行う木造住宅耐震診断において、耐震性能が不十分であると判定された新耐震基準以前の住宅に対し、住宅の寝室等の個室を補強する耐震シェルター等の整備費に関する補助制度を実施します。

表 4-3 【参考】南知多町における耐震シェルター等整備費補助事業（令和2年度時点）

名称	概要	対象及び補助限度額
木造住宅耐震シェルター整備費補助	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震シェルター整備費用の一部を補助する。	- 耐震診断を判定値0.7未満と診断された住宅。 - 限度額：上限30万円
木造住宅防災ベッド設置費補助	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の防災ベッド設置費用の一部を補助する。	- 耐震診断を判定値0.7未満と診断された住宅。 - 限度額：上限15万円

出典：南知多町ホームページ

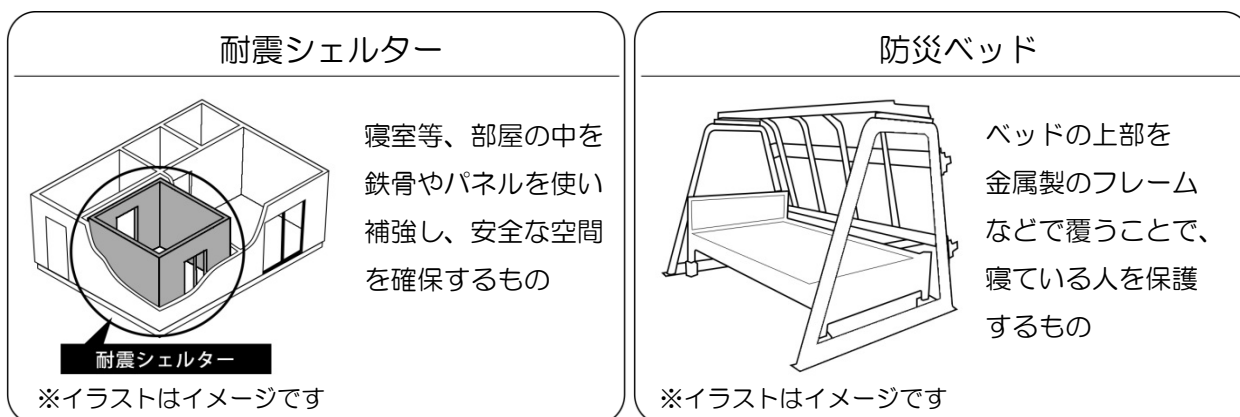


図 4-4 耐震シェルター及び防災ベッドの概要

4. 簡易耐震改修の促進

住宅の耐震改修において判定値を「1.0 以上」にする場合、改修費が掛かり耐震改修実施の妨げになることが考えられます。「2. 段階的耐震改修の促進」で挙げたように、判定値を「0.7 以上」にすることで、住宅の倒壊率が大きく下がることがわかってきました。

このことから、地震による住宅の被害が発生しても、倒壊により人命が失われることを防ぐために、判定値が「1.0 以上」にならないまでも、判定値を「0.7 以上 1.0 未満」にする簡易な耐震改修工事に対する補助制度を実施します。

表 4-4 【参考】南知多町における簡易耐震改修費補助事業（令和 2 年度時点）

名称	概要	対象及び補助限度額
木造住宅簡易耐震改修費補助	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の簡易な改修費用の一部を補助する。	- 住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保する簡易な改修工事 - 限度額：上限 40 万円

出典：南知多町ホームページ

5. ブロック塀等の撤去の促進

ブロック塀の倒壊は、その下敷きになることによる死傷者の発生、また道路を閉鎖することによる、避難や救助活動の障害となります。そのため、ブロック塀の危険性について、パンフレットやホームページ等により町民に周知するとともに、倒壊の危険性があるブロック塀等について、国、県と連携して解消に向けた指導助言を行っていきます。

また、道路及び公共施設の敷地に面するブロック塀等の撤去工事費に関する補助制度を実施します。

なお、国が実施するブロック塀等安全確保に関する事業の対象となる路線は別紙（P.40～41）のとおりとします。

表 4-5 【参考】南知多町におけるブロック塀等撤去費補助事業（令和 2 年度時点）

名称	概要	対象及び補助限度額
ブロック塀等撤去費補助	ブロック塀等の撤去の工事費の一部を補助する。	- 町内に存するブロック塀等の所有者が、道路及び公共施設の敷地に面するブロック塀等をすべて撤去する工事。 - 限度額：経費の 2 分の 1、上限 20 万円、延長の 1m 当たり 1 万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

出典：南知多町ホームページ

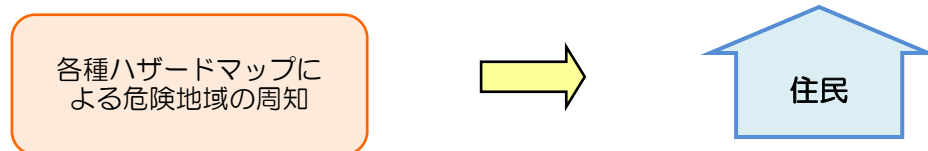
4-4 住宅の耐震化・減災化の促進に関する普及・啓発活動

住宅の耐震化を推進するためにはまず耐震診断を行い、個々の住宅・建築物の耐震性を的確に把握する必要があります。

本町では、東海・東南海地震による地域の予想震度、被害想定などについて情報を提供するとともに、住宅の耐震化促進に関する技術、法律、税制、融資制度などの情報を、パンフレット、ホームページ、説明会など多様な手段により、所有者、居住者に対して提供していきます。

1. 住民の防災意識の向上

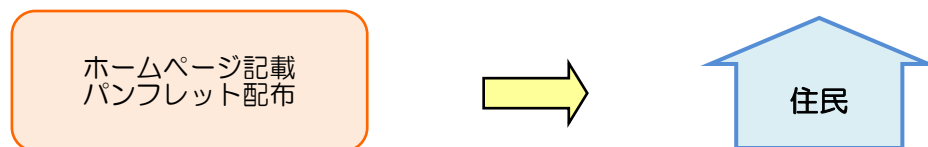
町民や建築物の所有者等に地震災害の危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として認識できるように、各種ハザードマップによる危険区域の周知を行い、住民の防災意識の向上を図ります。



2. インターネット・パンフレットによる情報提供

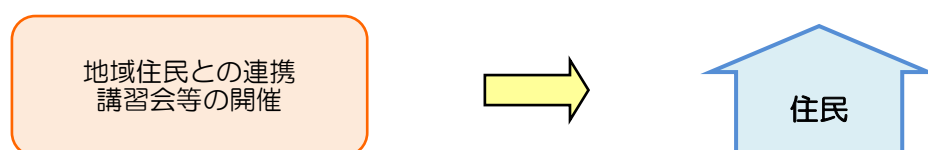
耐震化に関する情報提供の一環として、インターネットにより耐震化に必要な情報を提供します。インターネットによる情報提供の内容としては、耐震診断・耐震改修・減災化対策の補助・助成制度の内容や、耐震改修に係る優遇税制、講習会等の開催のお知らせ等様々な情報を記載していきます。耐震化の進捗状況についても定期的に更新し広報やインターネット等により情報提供を図っていきます。

また、県作成等の地震対策パンフレット等を本町役場の担当窓口等で配布します。



3. 地域住民との連携、講習会等の開催

地震防災対策の基本は、「自らの安全は自らの手で守る」「自分たちの地域は自分たちの手で守る」であり、地域住民自らが地震防災対策を講じることが重要である。このような観点から本町は、町民自ら防災対策を向上させるために町内会や自主防災組織等との連携を図り防災対策の講習会等を開催します。また、防災訓練等でも防災対策を周知していきます。



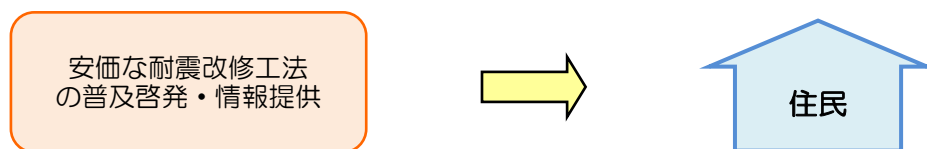
4. 安価な耐震改修工法の普及啓発

住宅や建築物の耐震改修を促進するため、工事費を下げることで所有者の費用負担が軽減され、耐震改修の実施が期待されます。そのために、安価な耐震改修工法を開発し普及することが耐震化の促進につながります。

減災協議会では、大学の研究及び施設を活用した実証実験などによる新しい工法の開発や企業が開発した新工法の評価をするなど、多くの耐震改修工法を開発・評価してきました。

県は、これらの成果を受けて、減災協議会（愛知建築地震災害軽減システム研究協議会）や推進協議会（愛知建築物地震対策推進協議会）と連携して、普及啓発パンフレットの作成や安価な耐震改修工法を普及するための講習会、実際に実演してみる実務講習会、現場で活用されている状況を見る工事見学会等の実施などにより、安価な耐震改修工法による耐震化を普及促進し、住宅の所有者がより容易に耐震化を実施できるように取り組んでいます。

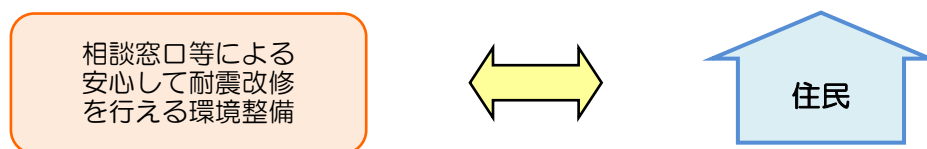
本町においても、住宅の耐震改修促進のため、この安価な耐震改修工法の普及啓発、情報提供に努めます。



5. 安心して耐震改修を行える環境の整備

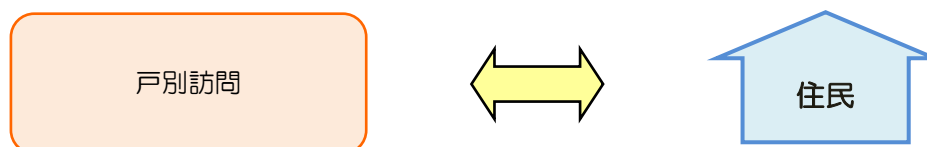
町民が安心して耐震改修が行えるように、町役場の相談窓口の一層の充実を図ります。本町が行う支援制度の紹介、信頼できる設計者、施工業者の紹介などの耐震改修に関する情報提供を行い、町民が気軽に相談でき、安心して耐震改修が出来る環境の整備を図ります。

また、リフォーム等に対する国の支援などの情報提供に努め、リフォーム等と耐震改修をあわせた工事事例紹介など、新たな住まい方を提案できるように、事業者と連携して情報提供に努めます。



6. 耐震診断戸別訪問の実施

「重点的に耐震化を進める区域」を中心に、戸別訪問等により耐震化の必要性や対策について意識啓発を行い、耐震診断・耐震改修の補助制度の内容を周知し、耐震化の促進を図ります。



第5章 建築物の耐震化の促進

5-1 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本的な方針

本町内の多数の者が利用する特定建築物の内、公共建築物はこれまでに全て耐震化がおこなわれていますが、民間建築物の耐震化率は、令和2年1月1日現在で77%であり、さらなる耐震化が求められます。耐震改修促進法で規定される特定既存耐震不適格建築物は、多くの人が利用する等の建築物で、住宅と同様に町民の命を守る上で耐震性が特に要求される建築物です。

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、県から耐震改修促進法に基づき、指導・助言、または建築物の用途、規模により指示、公表、勧告・命令が実施されます。

本町では、県との連絡及び協議体制のもとで連携して指導等を進め、耐震化・減災化を促進していきます。

表 5-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

単位：棟数

分 類			令和2年度 (令和2年1月1日現在)		
			公 共 建築物	民 間 建築物	全体
①災害 応急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物（庁舎、警察署、消防署、保健所等）		100%	-	100%
			1/1	-	1/1
	地域防災計画有り	救護建築物（災害拠点病院、救急病院、救急診療所）	-	-	-
			-	-	-
	地域防災計画無し	避難所指定の建築物（学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等）	100%	-	100%
			21/21	-	21/21
		災害時要援護者のための建築物（老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等）	-	-	-
			-	-	-
		避難所指定のない教育建築物（学校、幼稚園、保育所）	100%	0%	89%
			8/8	0/1	8/9
		救護建築物（救急病院、救急診療所）	-	100%	100%
			-	3/3	3/3
②①以外の公共施設	公共建築物（博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等）		100%	-	100%
			1/1	-	1/1
	上記以外の公共建築物（公営住宅を除く）		100%	-	100%
			1/1	-	1/1
	公営住宅		-	-	-
③①以外の民間施設	民間建築物（劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等）		-	77%	77%
			-	46/60	46/60
	賃貸共同住宅		-	100%	100%
			-	2/2	2/2
	合 計		100%	77%	85%
			32/32	51/66	83/98

上段：耐震化率（小数点第一位の位で四捨五入）

下段：（耐震化されている建築物棟数）／（多数の者が利用する建築物棟数）

5－2 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進

本町内に存在する特定既存耐震不適格建築物のうち民間建築物については、その所有者に対しての耐震改修促進法に基づく指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）を県が行うことになります。本町は、所有者に近い自治体として、これらの指導等について県と連携を図り、的確に耐震化を進めます。

また、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、耐震診断、耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を行うこととされています。

本町では、県との連携を図り、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して情報発信を行います。

5－3 災害時に通行を確保すべき道路について

災害時に通行を確保すべき道路として指定されたものは、愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路の内、第1次・第2次緊急輸送道路です。これらの道路は、災害発生時の避難や物資の輸送に重要な役割のある道路です。地震発生時に、沿道の建築物が倒壊し、道路の通行を妨げた場合、多くの人の円滑な避難、緊急物資の輸送が困難となる可能性があります。

このため、これらの道路沿道に立地する建築物の倒壊により道路を塞ぐ可能性のある通行障害格建築物の内、旧耐震建築物の所有者に対して、耐震診断の実施、またその結果、既存耐震不適格建築物と診断された建築物に対して、耐震化の必要性について啓発を行うと共に、補助制度等の説明を行い、耐震化の促進を図ります。

第6章 その他の取り組み

1. 空き家等に関する取り組み

本町内には、高齢化の進展などに伴い空き家が増加しており、所有者や管理者による適正な管理が行われず、倒壊のおそれがあるなど危険な状態のものもあります。これらの空き家等は地震時に倒壊し、その敷地に接する道路の通行を妨げ、円滑な避難を困難とする可能性があります。

本町では、「南知多町空家等対策計画」に基づき、所有者等に対し、意識啓発や情報提供を行い、空家等の適正な管理や利活用を促進します。

2. 津波に関する取り組み

県計画では、津波対策について、「津波防災地域づくり法」に基づく、総合的な津波防災地域づくりを推進していくとされています。

本町では、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、発生が危惧されている巨大地震による最大クラスの津波から、町民や本町を訪れる観光旅行者の命を守るため、円滑な津波避難のための基本方針となる「南知多町津波避難計画」を策定しました。

また、円滑な避難が行われるよう「津波避難防災マップ」を地区別に作成しています。この「南知多町防災マップ」は、町のホームページでも閲覧することができます。

今後も、県と連携を図りながら、計画に基づく取組等を継続していきます。



第7章 耐震化・減災化促進に向けた新たな取り組みの検討

1. 非木造住宅の耐震化の促進

旧耐震基準の非木造住宅に対しても耐震化を促進するため、耐震診断に必要な費用について、その一部を補助することを検討します。

2. 建築物の敷地の安全性の確保

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を県に対し要望し、地震による土砂災害から住宅・建築物を守るため、建築物の敷地についての安全対策を推進していきます。

また、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域内の危険住宅を安全な場所へ移転させるために必要な費用について、その一部を補助することを検討します。

3. 民間木造住宅の取壊し費の補助

地震発生時における耐震性のない木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、新耐震基準以前に建築された木造住宅の取壊しに必要な費用について、その一部を補助することを検討します。

第8章 計画達成に向けて

本町では、平成19年度に「南知多町耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震化に向け様々の施策により耐震化の促進に努めてきました。

本計画では、特定建築物のなかでも特に災害応急活動に必要な建築物の耐震化を優先的に促進し、併せて多数のものが利用する特定建築物についても特に耐震化を促進することが重要な建築物として目標を高く定めています。本計画等に沿って耐震化を図ったことで、特定建築物の内公共建築物に対しては全て耐震化することができました。しかし、民間建築物については、耐震化が進んでおらず、今後も特定建築物台帳等により把握し進捗状況を確認しながら、県と協力・連携し耐震化の促進を図るものとします。

住宅の耐震化については、町民に対する耐震化促進のための普及・啓発活動を行い、命を守るための建築物の耐震化の重要性を伝えてきました。また、木造住宅の無料耐震診断の実施や、耐震性がないと認められた住宅に対する耐震改修工事費の補助事業の実施により、住宅の耐震化の促進を図ってきました。しかし、本町には耐震性がないと考えられる新耐震基準以前の住宅が多く残っており、それらの耐震化が大きな課題となっています。耐震化が進まない主な理由として、所有者の高齢化、耐震改修や建替を行う経済的な余裕がないことや、所有者・居住者の耐震改修に対する意識・関心が低いことが挙げられます。

また、本町の特徴として所有者の高齢化等により空き家が多くあり、耐震性のない住宅が空き家となっていて、現在も多く立地していることも影響しています。

今後、各年度の耐震診断事業や耐震改修費補助事業の実績、課税台帳、住宅・土地統計調査の集計結果を参考に進捗状況を確認し、町民の実情にあった利用しやすい多様な耐震化対策の検討を行い、耐震化・減災化の促進を図ります。

なお、「県計画」に合わせ、本計画について令和7年の中間時点において、必要に応じて目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行います。あわせて、社会情勢の変化や関連計画等の整合性なども踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

南知多町耐震改修促進計画

別紙

南知多町

令和 3 年 3 月

南知多町耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる路線等は以下のとおりとする。

記

- （１）本町内における住宅や事業所等から南知多町地域防災計画に掲げる避難所や避難地等へ至る経路を補助対象とする。

南知多町耐震改修促進計画

令和3年3月

発 行 南知多町
編 集 建設経済部建設課

〒470-3495

知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪1 8番地

TEL：0569-65-0711（代表）

URL：<https://www.town.minamichita.lg.jp>